

総行住第 111 号
令和 3 年 8 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長
(公 印 省 略)

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

このたび、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第 2 改正概要

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）が令和 3 年 8 月 26 日に施行されることに伴う改正を行った。
- (2) その他、必要な規定の整備を行った。

第 3 実施期日

この通知は、通知の日から実施する。